

立川市地域防災計画修正の骨子

1. 地域防災計画修正の前提となる目的と位置付け

1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき、立川市防災会議が作成するもので、市・都及び関係機関並びに市民が一体となってその有する機能を発揮し、市の地域における減災対策、応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2) 他計画との関係

この計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画及び東京都地域防災計画に整合するよう定める。

2. 地域防災計画の修正概要

1) 地域防災計画修正の背景

災害対策基本法第 42 条では、「地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」とされており、以下の状況に鑑みて、令和 5 年度、地域防災計画を修正する。

- ① 最近の災害対応（令和元年東日本台風・令和元年房総半島台風等）の教訓を踏まえた国や都等の計画の修正
- ② その他最近の災害対応の教訓を踏まえた関係法令の改正
- ③ 東京都が策定した「東京都地域防災計画（震災編）」や「首都直下地震等による東京の被害想定」における検討等、都の防災に係る取組み
- ④ 前回計画修正（令和 2 年度）以降の立川市の防災に係る取組み

2) 計画修正を進める上で重点的に検討すべき事項

※①～④は「1) 地域防災計画修正の背景」に対応。

重点的に検討すべき事項	修正の背景	対応区分			
	①最近の災害を踏まえた計画の修正（国や都等）				
	②最近の災害を踏まえた関係法令の改正				
	③東京都の防災に係る取組み（防災計画、被害想定等） ④立川市の防災に係る取組み（前回計画修正以降）	新規	拡充	修正	更新
被害想定と減災目標の修正					
東京都防災会議による被害想定 of 修正	③			●	
市の現状に合わせた減災目標と対策の修正	③ ④			●	

重点的に検討すべき事項	修正の背景	対応区分			
	①最近の災害を踏まえた計画の修正（国や都等）				
	②最近の災害を踏まえた関係法令の改正				
	③東京都の防災に係る取組み（防災計画、被害想定等）				
	④立川市の防災に係る取組み（前回計画修正以降）	新規	拡充	修正	更新
市街地の安全対策					
各種、地域ごとの危険度に係る最新測定結果の反映	② ③			●	
首都直下地震等による東京の被害想定結果の反映	③			●	
避難行動要支援者等支援対策の強化					
個別支援プランの作成の推進	① ②		●		
避難行動要支援者等の支援体制の強化	① ②		●		
避難所機能及び運営体制の向上					
指定福祉避難所との連携・強化	① ②		●		
避難所における感染症対策の実施	④		●		
応援・受援体制の整備					
東京都による市町村支援体制の充実	②		●		
「立川市受援計画」の作成	① ④	●			
新たに建設される市所有施設の防災分野への活用					
清掃工場「たちむにい」の防災分野への活用	④		●		
立川市学校給食東共同調理場の防災分野への活用	④		●		
東京都・立川市合同施設「コトリンク」の防災分野への活用	④	●			
健康会館及びドリム学園（R7 移設・統合）の防災分野への活用	④				●
多様な支援団体との適切な連携					
自動車メーカーによる電動車両の支援	④	●			
電力会社による災害時の障害物除去支援	④		●		
医療法人による緊急医療救護所運営	④	●			
医療法人による緊急医療救護所人員派遣	④	●			
医療法人による高齢者避難受入	④		●		
交通会社による井戸水の供給	④	●			
交通会社等による避難行動要支援者移送	④	●			
公益社団法人による応急救護活動の協力	④		●		
包装会社による災害時の段ボールベッド供給	④	●			
公共施設による水害時の緊急避難先	④		●		
市内自治会による避難行動要支援者支援	④	●			
大型ショッピングモールによる車両による一時避難場所	④	●			
特定非営利活動法人による避難所運営等	④	●			
給食・食堂委託会社による災害時の人材派遣	④	●			
その他					
市組織の変更に伴う任務分担	④				●

